

表2 対象となる危険物の数量及び敷地境界からの距離

危険物の種類	危険物の数量	耐震診断が義務付けされる敷地境界からの距離
火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、 信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 道爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500km 2t 10t 5t	火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び数量に応じた第1種保安距離
消防法第2条第7項に規定する建築物	危険物の規定に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	50m
危険物の規定に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>	
マッチ	300 マッチトン ( )	
可燃性のガス（及びを除く）	2 万m <sup>3</sup>	13.33m
圧縮ガス	20 万m <sup>3</sup>	一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、液化石油ガス保安規則等に規定する保安距離等（コンビナート等保安規則第5条第1項第5号に規定する製造施設の場合は50m）
液化ガス	2,000 t	
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t	

マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で72,000個、約120kg